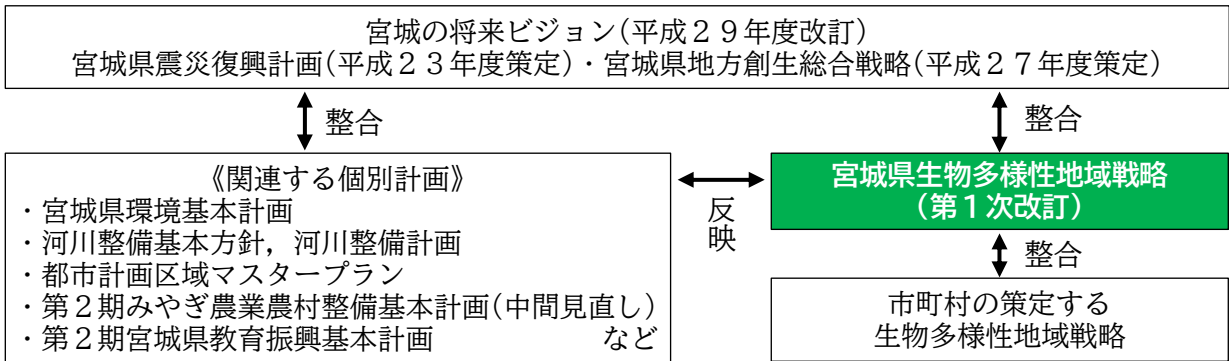


第1章 宮城県生物多様性地域戦略の概要

1 地域戦略の位置付け

宮城県生物多様性地域戦略とは、平成20年に施行された生物多様性基本法*に基づき、宮城県が主体となって策定した法定計画です。国が策定した生物多様性国家戦略*などの考え方を踏まえ、宮城県の最上位計画である「宮城の将来ビジョン」との整合を図りながら、本県における生物多様性の保全と、その持続的な利用に関する中・長期的な考え方をまとめたものです。



県の関連計画などとの関係性

2 地域戦略の取組主体

本地域戦略は行政だけではなく、県民やNPO・事業者・教育機関などの様々な主体が相互に連携・協力して取組を進め、生物多様性の保全を図るものになります。



地域戦略に関わる主体の連携イメージ

3 地域戦略の対象地域

〈宮城県全域〉

県内全域を対象としていますが、県鳥であるマガンのような渡り鳥は本県のみならず国内外を広く移動します。また、河川や山地のような地形やそこに形成される生態系は複数の地域にまたがっていることもあります。そこで、本地域戦略の実施に際しては、より広域な地域の生物多様性にも留意します。

4 地域戦略の計画期間

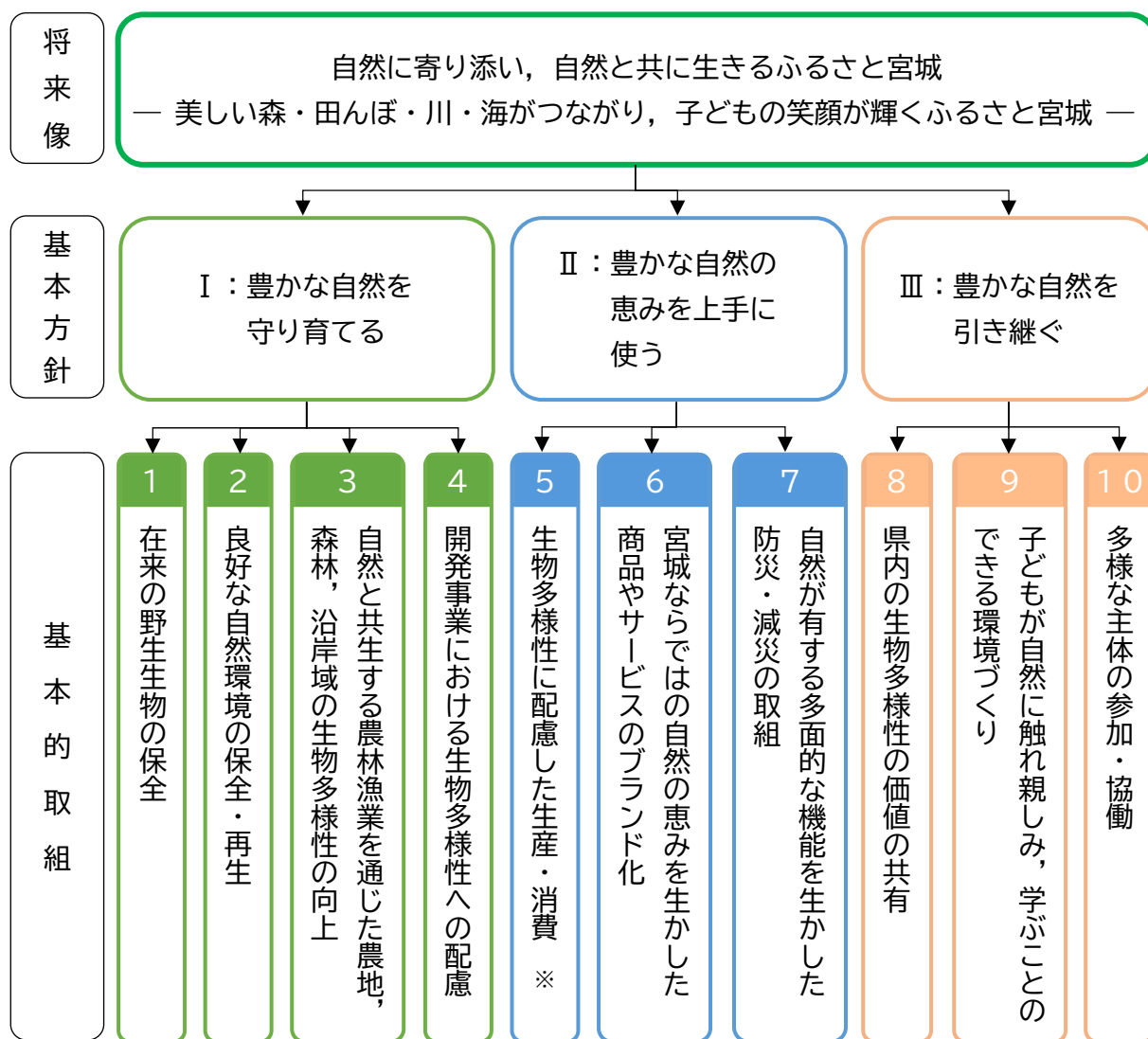
〈20年間：平成27年(2015年)度から令和16年(2034年)度まで〉

本地域戦略は自然に関わることを対象にしており、長期的な視点でとらえる必要があることから、計画期間は20年間とします。この20年間は、本地域戦略の策定年次に生まれた子どもたちが成人するまでの期間を想定したものです。また、5年に1回程度を目途に、必要に応じて内容の見直しを行います。

5 地域戦略の将来像と基本方針

本戦略では、戦略策定から「宮城県の目指すべき将来像」、その将来像の実現に向けて私たちが共有したい「3つの基本方針」、基本方針を踏まえて行う「10の基本的取組」を以下のとおり整理しています。

※将来像・基本方針・具体的取組の詳細については第4章及び第5章をご覧ください。



※：第1次改訂より基本的取組名を「地産地消の推進」から「生物多様性に配慮した生産・消費」に変更